

## 米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市内に主たる営業所を有している建設業者で、本市の指名競争入札参加資格を有すると認められた者(以下「市内業者」という。)について当該参加資格に係る格付(以下「格付」という。)を行う場合に、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(格付対象工事の種別)

第2条 格付は、次の各号に掲げる発注工事種別について、それぞれ当該各号に定める等級に区分して行う。

- (1) 土木一式工事(一般) 3等級(A級、B級、C級)
- (2) 建築一式工事(一般) 2等級(A級、B級)
- (3) 管 工 事 2等級(A級、B級)
- (4) 電 気 工 事 2等級(A級、B級)

(格付の方法)

第3条 格付は、第3項の規定により算定した総合点数に応じ、別表に定めるところにより行うものとする。ただし、前年の格付等級より2等級以上の変動がある市内業者については、1等級の変動に止めるものとし、新規業者については、最下位の等級に格付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合点数が別表に掲げるそれぞれの基準点数を満たす者が、次の各号に掲げる要件を満たしていない場合には、当該等級の1等級下位の等級に格付するものとする。

- (1) 1級技術者要件(審査基準日における建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員数による。ただし、審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用期間(以下この号において単に「雇用期間」という。)がないため、当該評定値の1級技術職員数として算定されなかった1級技術者にあつては、退職した1級技術者の補充として当該技術者の退職日の翌日から雇用され、かつ、退職した1級技術者の雇用期間を加えた雇用期間が審査基準日前において6か月を超えている場合は、その人数を当該技術者職員数に加えることができる。)

工事種別	A級要件	B級要件
土木一式工事(一般)	4人以上有すること。	1人以上有すること。
建築一式工事(一般)	3人以上有すること。	
管 工 事	2人以上有すること。	
電 気 工 事	2人以上有すること。	

- (2) 特定建設業要件(法第3条第6項に規定する特定建設業の許可をいう。)

工事種別	A級要件
土木一式工事(一般)	土木工事業に係る特定建設業の許可

建築一式工事（一般）	建築工事業に係る特定建設業の許可
管 工 事	管工事業に係る特定建設業の許可
電 気 工 事	電気工事業に係る特定建設業の許可

3 総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と米子市独自の基準による点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。

(1) 客観点数は、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号）に基づき算定する。

(2) 主観点数は、次に掲げる項目について算定した数値を加減して求めるものとする。

ア 米子市から受注した建設工事の 4 年間（前年の 4 月から 12 か月の間を 1 年間とし、その間に完成検査を行ったもの）の平均工事成績点数に 2.0 を乗じたものとする。ただし、緊急対応工事に対する工事成績は、これを対象としない。

なお、工事成績が 4 年間ない場合は、120 点とする。

イ 米子市優良建設工事表彰要領に基づき推薦を受けた工事を施工した者については、前条に規定する当該発注工事種別（以下「発注工事種別」という。）に対して、それぞれの工事種別ごとに 1 件を限度として 20 点を加点し、同要領に基づき優良建設工事に認定された工事（以下「優良認定工事」という。）を施工した者については、重ねて 10 点を加算するものとする。

ウ 次に掲げる研修を受講した者は、2 月 1 日から 12 か月を 1 年とする間に 30 点を限度として、受講修了者 1 人につき 3 点の加点をする。

(ア) 国、鳥取県又は米子市が主催する研修で、加点にふさわしいと認められたもの

(イ) 公益財団法人鳥取県建設技術センターが主催するもの

(ウ) その他の団体が主催する研修で、加点にふさわしいと認められたもの

エ 前回の入札資格審査を行った年の 1 月 1 日から当該年度の入札資格審査を行う前年の 12 月 31 日までの間に、次に掲げる指名停止を受けた者は、それぞれに掲げる点数を減じる。

指名停止	減 点
指名停止 1 月以内	10 点
指名停止 3 月以内	20 点
指名停止 5 月以内	30 点
指名停止 5 月以上	50 点

オ 公益財団法人日本適合性認定協会又は国際認定機関フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機

関が行うISO9001又はISO14001の認証を取得している者については、それぞれ10点の加点を行う。

カ 低入札価格調査制度に基づき当該入札が失格となった者は、失格回数に応じ、1回につき10点の減点を行う。

キ 米子市から除雪に関する業務を受託した者は、土木一式工事（一般）に係る格付において、当該受託した年度につき10点を加点する。

ク 米子市と災害時における応援業務等に関する協定書を締結している者（当該協定書を締結している者が協議会その他団体である場合は、その構成員である市内業者）は、当該協定書の内容に対応した発注工事種別に係る格付において、20点を加点する。

（格付の通知及び公表）

第4条 前条の規定により格付をした場合には、格付等級、総合点数及びその他の項目を本人に、適切な方法により通知するものとし、格付名簿を作成したときは、速やかに公表するものとする。

（中間年度の格付等）

第5条 入札参加資格審査の申請の受付を行わない年度（以下「中間年度」という。）においては、前年度の格付を適用するものとする。ただし、新規業者については、格付を行うものとする。

2 既に格付を有する者は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを当該年度の前年の2月末日までに提出しなければならない。ただし、当該通知書の提出がない者は、法第27条の23の経営事項審査を受けていないものとみなす。

3 第3条第2項各号に掲げる要件に変更があった者は、必要な書類を添付して、前項に定める期限までに、その旨を届け出なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の届出により格付に変更があるときは、中間年度の格付を変更することができるものとする。

（合併等）

第6条 本市の格付を有する建設工事業者が、年度途中において合併及び経営譲渡等により資格内容に変動があったときは、当該業者のうち上位に格付けされた等級をもってその等級とする。

（意見の申出）

第7条 決定された格付に意見のある市内業者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に理由及び参考となる資料を添付して意見を申し出ることができる。

（算定方法の特例）

第8条 入札参加資格の有効期間が2年の場合は、第3条第3項第1号に定める客観点数については、直前の総合評定値を適用し、同項第2号イ及びウに係る算定の方法は2年間の平均とし、同号エ、カ及びキに係る算定の方法は2年の合計とする。ただし、新規業者については従前の方法による。

附 則

この要領は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月18日から施行し、平成19年度の格付審査から適用する。ただし、第3条第3項第2号ウについては、平成20年度以降の格付から適用する。

附 則

この要領は、平成21年5月20日から施行し、平成21年度以降の年度における格付審査について適用する。ただし、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領第3条第3項第2号ウの規定は、平成21年4月1日以降に受講した研修について適用し、当該研修に基づく点数は、平成22年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。）について加点の対象とする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領第3条第3項第2号キの規定は、平成23年4月1日以降に受託した除雪に関する業務について適用し、当該受託に基づく点数は、平成25年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。）について加点の対象とする。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行し、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領第3条第3項第2号クの規定は、平成25年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。）について適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領第3条第2項第1号は、平成25年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。）について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年5月8日から施行し、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（以下「改正後要領」という。）の規定は、平成30年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。以下同じ。）について適用する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの要領による改正前の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（以下「改正前要領」という。）の規定により土木一式工事（一般）のC級又はD級に格付されていた市内業者（同要領第1条に規定する市内業者をいう。以下同じ。）は、施行日に、改正後要領の規定により土木一式工事（一般）のC級に格付されたものとみなす。

3 施行日の前日において改正前要領の規定により建築一式工事（一般）のB級又はC級に格付されていた市内業者は、施行日に、改正後要領の規定により建築一式工事（一般）のB級に格付されたものとみなす。

別表（第3条関係）  
発注工事種別格付基準

区分	土木一式工事 （一般）	建築一式工事 （一般）	管工事	電気工事
A	955 点以上	955 点以上	915 点以上	915 点以上
B	865 点以上	955 点未満	915 点未満	915 点未満
C	865 点未満			